

議案第15号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、条例において引用するこれらの法律の条項を改め、並びに用語の整理を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

朝来市福祉医療費助成条例（平成17年朝来市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「公的年金」を「公的年金等」に、「同条第4項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中」に改める。

第3条の表中「同法附則第5条の4の2第6項」を「同法附則第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の朝来市福祉医療費助成条例第3条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は令和2年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の朝来市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の適用の日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第15号資料

朝来市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16)「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16)「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税</p>

が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(福祉医療費の支給対象者)

第3条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、重度障害者、幼児保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児にあっては、次表右欄に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	要件
----	----

が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受けるものについては、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(福祉医療費の支給対象者)

第3条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、重度障害者、幼児保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児にあっては、次表右欄に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	要件
----	----

高 齡 期 移行者	(略)	高 齡 期 移行者	(略)
重 度 障 害者	<p>重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、<u>同法附則第5条の4の2第6項</u>及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。</p>	重 度 障 害者	<p>重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、<u>同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項</u>及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。</p>
幼 児 等 保 護 者	<p>幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）</p>	幼 児 等 保 護 者	<p>幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）</p>

	の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、 <u>同法附則第5条の4の2第6項</u> 及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。		の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、 <u>同法附則第5条の4の2第5項</u> 及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。
母子家庭及び児童父子家庭及び児童遺児	(略)	母子家庭及び児童父子家庭及び児童遺児	(略)